

建物共済の補償拡充について

① 水道管凍結修理費用共済金の新設

令和2年4月1日より水道管凍結修理費用共済金が新設されました。

今までは水道管凍結による水道管の損害は支払対象外でしたが、水道管凍結修理費用共済金の新設により、建物の専用水道管が凍結したことによって破損（パッキングのみに生じた損害は除く）した場合、復旧に要する費用を水道管凍結修理費用共済金としてお支払いします。

※1 共済事故ごとに、10万円を限度とします。

※給排水設備に生じた事故による水ぬれ損害は、別途共済金としてお支払いします。

② 失火見舞費用共済金の補償拡充

令和2年4月1日より失火見舞費用共済金が補償拡充されました。

失火見舞費用共済金について、1被災世帯あたりの支払額を現行の20万円から50万円へ補償が拡充されました。

なお、水道管凍結修理費用共済金の新設及び失火見舞費用共済金の補償拡充による掛金の上乗せはありません。